

第 1 2 号 議 案

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

足立区特別区税条例（昭和 3 9 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 0 条中「 4 , 6 1 8 円 」を「 5 , 2 6 2 円 」に改める。

付則第 5 条を次のように改める。

第 5 条 削 除

付則第 6 条の 2 第 1 項中「 2 , 1 9 0 円 」を「 2 , 4 9 5 円 」に改める。

付則第 1 5 条第 1 項中「この条において」を「この項において」に、「
「 ） については 」を「 ） がある場合には、特例損失金額（同条第 3 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成 2 4 年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成 2 3 年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成 2 3 年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を削り、同条第 5 項を同条第 3 項とする。

付 則

（ 施行 期 日 ）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第 5 条の改正規定及び次条の規定 平成 2 5 年 1 月 1 日

(2) 第 5 0 条の改正規定、付則第 6 条の 2 第 1 項の改正規定及び
付則第 3 条の規定 平成 2 5 年 4 月 1 日

(区民税に関する経過措置)

第 2 条 平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の足立区特別区税条例第 3 6 条の 2 に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の足立区特別区税条例付則第 5 条第 1 項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(たばこ税に関する経過措置)

第 3 条 平成 2 5 年 4 月 1 日前に課した、又は課すべきであつたたばこ税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。